

農業経営構造対策に関する行政評価・監視

< 評価・監視結果に基づく勧告 >



「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合规性・適正性・能率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は、8管区行政評価局（支局を含む。）及び10行政評価事務所が、平成15年8月から11月にかけて実地に調査した結果等に基づき、農林水産省に対して16年10月19日に勧告するものです。

概略

背景

- ・ 農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することにより、生産性の高い農業を展開することが急務
- ・ 国は、地域の農業の担い手となるべき農業経営の育成及び確保を図るため、「農業経営構造対策」を実施
- ・ 「農業経営構造対策」は、平成12年度から21年度までの10年間実施（前期5年、後期5年）

調査対象

農業構造の一層の改善を図る視点から、農業経営構造対策の実施状況を8管区行政評価局(支局を含む)、10行政評価事務所において調査

< 18道府県、90地区 >

- ・ 推進事業実施地区 68地区
- ・ 対策事業実施地区 60地区
- (両事業実施地区 38地区)

主な勧告事項

推進事業の在り方の見直し
対策事業の見直し
補助金の適正な執行

農業経営構造対策

< 推進事業(平成16年度予算3.9億円) >

〔 地域における農業者等の合意形成のための支援(説明会、研修など)を行う事業(国は事業費の2分の1を補助) 〕

・ 経営構造確立構想を策定

(注) 経営構造確立構想: 地域の農業構造の変革のため、認定農業者数等の数値目標及び施設整備計画等を定めたもの

< 対策事業(平成16年度予算176.7億円) >

〔 生産施設、加工施設及び流通販売施設等を整備する事業(国は事業費の2分の1を補助) 〕

- ・ 施設整備計画の認定要件
費用対効果を算定
施設等の適正な利用が見込まれること
施設の規模が過大なものとなっていないこと 等
- ・ 毎年度、事業評価・点検評価を実施

(参考) 仕組み

推進事業の実施

↓ 地域農業者等の合意形成

経営構造確立構想の策定
(目標、施設整備計画等)

(市町村長等)

↓ 地域農業者からの申請

対策事業計画の作成
(目標、施設整備計画等)

(市町村長等)

↓ 申請

対策事業計画の認定

(都道府県知事)

対策事業の実施

(事業実施主体)

事業評価・点検評価の
実施・公表

(事業実施主体、
都道府県知事)

(対策事業計画に定められた
目標の達成状況を評価)

勧告日: 平成16年10月19日

勧告先: 農林水産省

勧告事項 推進事業の在り方の見直し

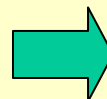
現状・実態

18道府県の推進事業実施68地区を調査した結果、33地区（延べ38地区）において、

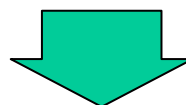
確立構想が未策定等の地区（7地区）

確立構想を策定したが施設等整備が行われていない地区（23地区）

確立構想を策定したが対策事業以外の事業で施設等整備を実施している地区（8地区）



地域の農業構造の変革のための目標を達成したかどうかのフォローアップ等が行われていない



勧告要旨

- ・ 確立構想が策定されていない事業地区等については、確立構想の策定、内容の適切化等に向けた改善措置を講ずること
- ・ 確立構想を策定したが施設等整備がすぐには伴わない事業地区及び対策事業以外の事業で施設等整備を行った事業地区については、確立構想のフォローアップ等を行うこと

勧告事項 対策事業の見直し

現状・実態

18道府県の対策事業実施60地区を調査した結果、27地区（延べ41地区）において、

整備した施設等の利用が低調となっている事例（19地区）

- ・ 製もち機を導入し、年間の目標収益を160万円としていたが、販路の確保ができず9.7万円に止まっている地区
- ・ コンバインを1台を導入しそば7ha、麦8haの作付けを計画したが、そば0.2ha、麦0.2haの作付に止まっている地区

事業評価及び点検評価が適切に実施されていない事例（5地区）

- ・ 事業評価結果では認定農業者が増加し目標は達成したとしているが、実際には認定農業者になっていない者も含まれており、それらを除くと目標が未達成となっている地区
- ・ 点検評価において、水稻の一等米比率が下がっているにもかかわらず、目標を達成と評価している地区

その他（17地区）

- ・ 地域食材供給施設（直売所）を整備して事業地区の農業者から食材の供給を受ける計画としていたが、農業者との合意が不十分なことから農業者からの納入は少なく、事業地区の農業者の経営の安定化につながっていない地区 等



勧告要旨

- ・ 整備した機械等の利用が低調等となっている事業地区については、事業実施主体に原因分析と改善計画の作成等を厳格に行わせるよう都道府県に対し助言すること
- ・ 目標達成にかかる根拠資料を確認するなど事業評価及び点検評価が厳正に行われるよう都道府県に対し助言すること

勧告事項 補助金の適正な執行

現状・実態

市町村推進事業費

- 18道府県の推進事業実施68地区を調査した結果、20地区（延べ22地区）において、推進事業が完了しているにもかかわらず、対策事業期間中の先進地視察等の経費を推進事業費から執行している事例（17地区）
本来使用が認められていない夕食代に使用している事例（1地区）
その他（4地区）
- ・ 整備する施設とは直接関係のない調査委託を行っている事例 等

附帯事業費（対策事業費の中で、技術研修等を行う際の経費）

- 18道府県、対策事業実施60地区を調査した結果、8道府県（延べ9道府県）、12地区（延べ13地区）において、市町村推進事業の支援や対策事業の実施希望の把握のための経費に本来使用できない附帯事業費を使用している事例（7道府県）
整備する施設と直接関係のない施設の視察や研修等の経費に使用している事例（9地区）
その他（2道府県、4地区）
- ・ 合意形成に係る説明会等の経費に本来使用できない附帯事業費を使用している事例 等

附帯事務費（都道府県及び市町村が使用する事業実施指導に要する経費）

- 18道府県、対策事業実施60地区を調査した結果、1道府県、5地区において、事業実施主体が使用するパソコン等の備品の購入に本来使用できない附帯事務費を使用している事例（3地区）
補助対象経費とされていない市町村職員の給与に使用している事例（1地区）
整備する施設とは直接関係のない先進地視察を行っている事例（1地区）
事業地区を管轄していない道府県の出先機関において自動車の購入に使用している事例（1道府県）

勧告要旨

補助金が不適正に執行されているものについては、補助金の適正な執行を確保するため、早急に補助金の返還等厳格かつ適正な対応措置を採ること

その他の勧告事項

- ・ 事業評価結果等の的確な公表の実施

公正で透明な事業運営を確保する観点から、確立構想、事業計画、事業評価結果及び点検評価結果の公表を的確に実施する

- ・ 施設等の施行及び購入等に係る競争契約の推進等

系統施行の実施に当たっては、事業実施主体の施行管理能力等の有無を慎重に検討し、系統施行を選択する理由を明確にすること 等

(注) 系統施行は、農業協同組合が農業協同組合連合会に対して、施設等の基本設計の作成、実施設計書の作成、工事の施行、施行管理等を一括して委託する施行方式

[本件連絡先]

総務省行政評価局 農林水産、環境担当評価監視官室

評価監視官：角田祐一（内線：9083）

調査官：桜沢保（内線：9088）

上席評価監視調査官：竹内優礼（内線：2484）

電話（直通）03-5253-5437～5439

（代表）03-5253-5111

（FAX）03-5253-5443

農業経営構造対策に関する行政評価・監視

【 資 料 】

資料 1	農業経営構造対策の仕組み	1
資料 2	農業経営構造対策(事業のフロー図)	2
資料 3	農業構造改善事業促進対策から農業経営構造対策までの変遷	3
資料 4	予算の推移	4
[参考]	勧告事項 「推進事業の在り方の見直し」の事例	5
	勧告事項 「対策事業の見直し」の事例	6
	勧告事項 「補助金の適正な執行」の事例	7

平成 1 6 年 1 0 月

農業経営構造対策の仕組み

(旧)農業基本法 (S36成立)

(農業構造改善事業の助成等)
第21条 国は、農業生産の基盤の整備及び開発、環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等農業構造の改善に関し必要な事業が総合的に行われるように指導、助成を行う等必要な施策を講ずるものとする。

食料自給率の低下、
農業者の高齢化、
農地面積の減少、
農村の活力の低下

見直し

食料・農業・農村基本法 (H11成立)

(望ましい農業構造の確立)
第21条 効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(その他関係条文)
第22条、第25条、第26条、第27条、第28条

農業経営基盤
強化促進法
(S55.5.28成立)

経営対策体制整備推進事業(H12.4.1次官依命通知)

・地域農業マスタープランの策定

・経営・生産対策推進会議の設置

農業構造改善事業 (S37 ~ H13)

見直し

(参考)

農業構造の改善対策に関する行政監察
- 農業構造改善事業を中心として -
(平成9年9月8日勧告)

<勧告内容>

農業構造改善事業の採択における審査の慎重かつ厳正な実施

農業構造改善事業で整備した施設の活用が低調なものについて、改善方策の検討等

農業基本法の見直しの審議を踏まえた農業構造改善事業の在り方の見直し

農業経営構造対策 (H12 ~ 21)
(19,927百万円)

全国共通目標

- ・認定農業者の育成：地域農業マスタープランの目標割合以上又は50%アップ
- ・担い手への農地集積：集積率が60%以上又は10ポイントアップ
- ・遊休農地の解消：ほ場整備後10年以内の農地につき全て解消

経営構造対策推進事業

393百万円

- 1 都道府県推進事業
- 2 市町村推進事業
 - ア 合意形成事業
 - イ 転換システム構築支援事業
 - ウ 経営継承支援事業
- 3 全国推進事業
 - ア 経営構造対策経営管理指導事業
 - イ 経営総合対策支援事業
 - ウ 地域経営体制構築総合支援事業

経営構造対策事業

17,667百万円

- 1 経営構造施設整備事業
 - ア 土地基盤整備事業 (区画整理、用排水整備、農道、建物用地整備等)
 - イ 経営体質強化施設整備事業 (新規就農者研修施設、乾燥調製貯蔵施設、農畜産物集出荷貯蔵施設、農畜産物処理加工施設等)
 - ウ 経営多角化等施設整備事業 (産地形成促進施設、総合交流拠点施設等)
- 2 経営構造施設整備附帯事業及び附帯事務費

<経営構造対策のポイント(旧農業構造改善事業との違い)>

事業目的の相違: 旧農構は「農村の活性化」。経構は「経営体の育成・発展」に重点化

数値目標の設定: 旧農構は未設定。経構は全国共通目標及び地区選択目標を設定

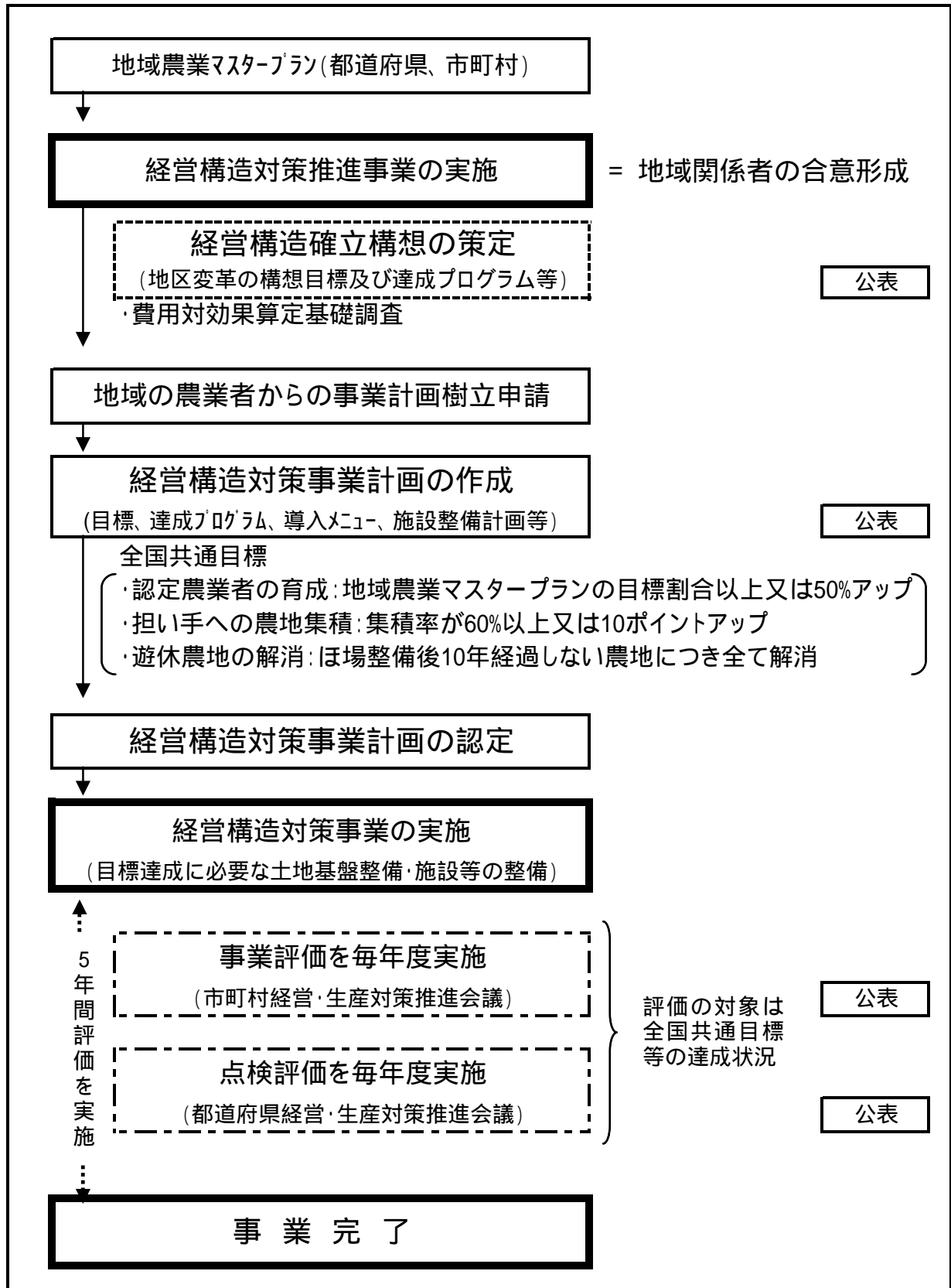
事業評価等の実施: 旧農構は未実施。経構は事業計画策定時に費用対効果の算定、毎年度事業評価を実施

事業コスト低減の取組: 旧農構は標準事業費を設定していたが、経構は上限建設費等を設定

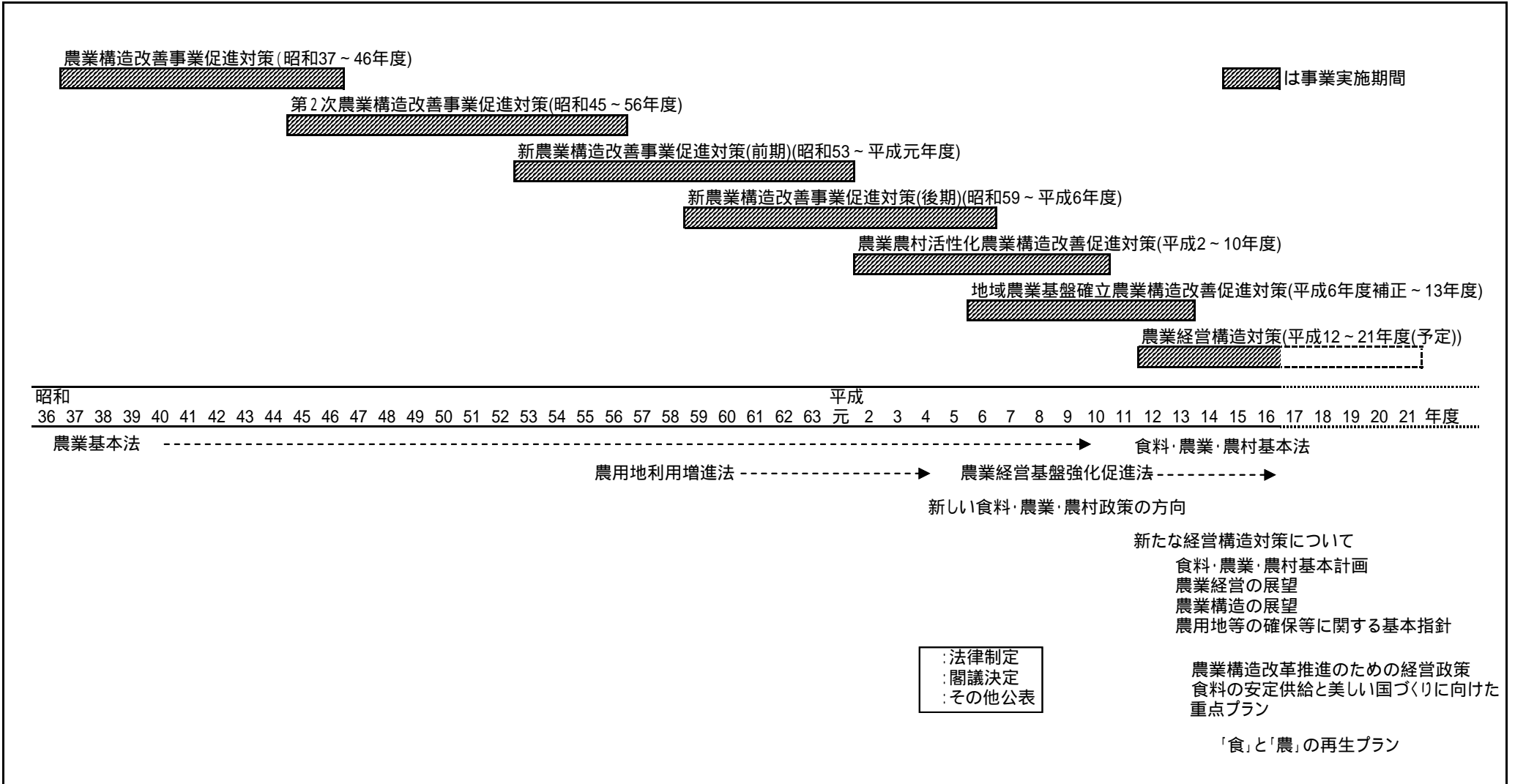
注) 予算額は16年度予算額
単位: 百万円

資料2

農業経営構造対策(事業のフロー図)



資料3 農業構造改善事業促進対策から農業経営構造対策までの変遷



(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

資料4 予算の推移

単位:千円

事業名	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	備考
経営構造対策事業	19,718,305	21,268,051	22,814,034	19,490,864	17,667,048	
(目)農業経営対策事業費補助金	19,718,305	21,268,051	22,814,034	19,490,864	17,667,048	
経営構造対策推進事業	695,083	712,734	730,858	408,215	393,554	
市町村推進事業						
(目)農業経営対策地方公共団体事業推進費補助金	285,910	252,716	264,723	90,242	67,016	
都道府県推進事業						
(目)農業経営対策地方公共団体事業推進費補助金	277,096	263,233	294,781	216,740	234,765	
全国推進事業	132,077	196,785	171,354	101,233	91,773	
(目)農業経営対策事業推進費補助金	5,588	5,410	5,249	4,175	3,939	
(目)農業経営対策民間団体事業推進費補助金	126,489	191,375	166,105	97,058	87,834	
総計	20,413,388	21,980,785	23,544,892	19,899,079	18,060,602	

(注)1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 平成12年度～15年度は補正後予算額、16年度は当初予算額。

[参 考]

勧告事項 「推進事業の在り方の見直し」の事例

確立構想が未策定等の地区

）当該地区は、パーキングエリア内に産地形成促進施設（直売所）を整備するとして合意形成事業を実施したが、パーキングエリアを町が買い取り、第3セクターがその維持管理を行った場合の清掃に係る費用（年間約1,400万円）等により、第3セクターの採算性に問題が生じたことから、合意形成を図ることができず、確立構想の策定に至らなかった。

）情報管理通信施設（CATV施設）等を整備するとして合意形成事業を実施した地区では、確立構想を策定したとしているが、同確立構想では、新規就農者の育成及び女性・高齢者の活用等の地区選択目標等が未設定となっている。

確立構想を策定したが施設等整備が行われていない地区

）乾燥調製貯蔵施設（麦及び大豆） 新技術活用種苗等供給施設（きのこ）及び農畜産物処理加工施設（きのこ及び野菜）を整備するとして、平成12年度に合意形成事業を実施したが、整備を予定している施設が十分に利用されるかどうかの不安があり、事業主体の経営状況を考慮すると事業投資は厳しい状況にあることなどから対策事業が実施されていない。

）当該地区では、整備予定施設の産地形成促進施設及び総合交流拠点施設の用地を提供する地権者の合意が得られていないこと、また、産地形成促進施設の管理運営主体が未定であること等から、地元合意が図られておらず、対策事業に至っていない。

確立構想を策定したが対策事業以外の事業で施設等整備を実施している地区

）当該地区では、平成14年度に推進事業を実施して合意を得ていたが、対策事業で施設を整備するより、アグリチャレンジャー支援事業（農林水産省の補助事業）で整備するほうが、事業の趣旨に沿っていると判断して、同年度にアグリチャレンジャー支援事業により施設整備を実施。そのため対策事業は実施していない。

）平成12年度に推進事業を実施中、翌年度の対策事業では遅れるとして同年度中に旧郵政省補助事業により施設整備を開始している。そのため、対策事業は実施していない。

勧告事項 「対策事業の見直し」の事例

整備した施設等の利用が低調となっている地区

）平成 14 年度に製餅機一式を整備し、餅米 800 升を加工餅として製品化し、目標の収益を年間 1,600 千円と計画していたが、当初予定していた販路の確保ができず、実際には、地域住民の自家消費用の餅（餅米 174 升）を受託加工（受託量収入 97 千円）しただけに止まっている。

）高生産性農業用機械施設（普通コンバイン）1 台を導入し、そば 7 ha 及び麦 8 ha の作付を計画していたが、そば及び麦の価格変動が激しく、事業地区内の農家の作付意欲等も減退したことから、普通コンバインは、事業地区内の農家には全く利用されておらず、事業地区外の農家（4 戸がそば 0.2ha、麦 0.2ha の作付を行っている。）が使用している。

事業評価及び点検評価が適切に実施されていない地区

）事業評価結果では、平成 12 年度から 14 年度までの認定農業者の育成目標は達成しているとされているが、いずれの年度も認定農業者とはなっていない者が含まれており、それらの者を除くと、認定農業者の育成目標は達成されていない。

）平成 13 年度及び 14 年度の事業評価を市町村マネジメント組織に諮ることなく、市町村が単独で行い、その結果を県に報告しており、また、県の点検評価においても、平成 13 年度の地区選択目標については、水稻の一等米比率が下がっているにもかかわらず、目標を達成したと評価するなど、厳正な評価が行われていない。

その他（事業地区の農業者の経営の安定化につなげていない地区）

）地域食材供給施設等を整備し、事業地区の農業者 10 戸から豚肉、鶏肉及び野菜等の食材の提供を受ける計画としていたが、食材を納入する予定の農家と事業実施主体との合意が十分に図られていないことなどから、平成 14 年度の食材の納入状況を見ると、受益農家からの納入は少なく、事業地区外から食材の提供を受けている。

）産地形成促進施設（加工施設）を整備し、うどん、味噌、パン、饅頭等を加工・製造しているが、その原材料の小麦、大豆、小豆等は、事業地区内の農家からはほとんど提供は受けておらず、外国産及び他県産のものを使用している。

勧告事項 「補助金の適正な執行」の事例

市町村推進事業費

）平成 12 年度に推進事業を実施し、同年度内に対策事業を開始している事業地区の中には、推進事業が完了しているにもかかわらず、対策事業期間中の先進地視察などに要した経費を推進事業費から執行しているなど、推進事業費と対策事業費の執行が不明確となっている。

）推進事業費から、本来使用が認められていない夕食代に使用している。

）長いも及び馬鈴薯の集出荷貯蔵施設等を整備することとしている地区では、地域の農業者の意識の高揚を図るため、将来整備を予定している直売所の運営手法等に関する事項を調査委託しているが、本地区において整備する施設とは直接関係のない委託内容となっている。

附帯事業費（都道府県附帯事業費及び市町村附帯事業費）

）市町村等の合意形成事業の支援や対策事業の実施希望の把握に係る経費は、本来、都道府県推進事業費で支出すべきであるにもかかわらず都道府県附帯事業費から支出している。

）市町村段階の附帯事業において、対策事業と直接関係のない施設の整備のために先進地視察や研修等を実施している。

）対策事業の事業認定前に行った地域の合意形成に係る説明会等の経費は、本来、市町村推進事業費で支出すべきであるにもかかわらず、市町村附帯事業費から支出している。

附帯事務費（都道府県附帯事務費及び市町村附帯事務費）

）本来、市町村が使用すべき経費を、事業実施主体が使用するパソコン等の備品の購入費に使用している。

）補助対象経費とされていない「市町村職員の給与」に使用している。

）対策事業で整備する施設が乾燥調整貯蔵施設と高生産性農業用機械施設であるにもかかわらず、それとは直接関係のない交流施設に先進地視察を行っている。

）対策事業の認定地区を管轄していない道府県の出先機関等において自動車を購入しており、その必要性が必ずしも明確となっていない。